

しかしながら、経済現象の予測は自然現象のそれと異つて非常に困難なものであり、その背景となる政治、経済、文化等社会現象全般の客観的基盤を如何に前提するかによつてどのようにでも変化し得るものである。従つてその予測に当つては、まずその目的に応じた前提条件を設定しなければならないのである。一般に国民所得や国民経済計算の予測の目的は、その前提条件との関連において通常次の三つが考えられるのである。すなわち、

- (i) 政治、経済等の客觀条件等が現状のまゝで推移すると仮定した場合、将来の国民所得はどうなるかを予測し、いわば景気観測を狙いとする場合

- (ii) 経済部門の一部にある変化を与えた場合、それが他の部門にどのように波及し、結局国民経済全般にどのような影響を与え、国民所得はどうなるかなどを予測し、経済政策の樹立に対してその基礎資料を提供する場合
- (iii) 国民経済を将来ある発展段階にまで押し進めることを目標にして（例えは戦後における国民の生活水準の回復目標をまず戦前の特定年次にくく場合等）、それに到達する過程において国民所得はどうなるか、あるいはどのように変化せしむべきかを予測する場合

の三者である。

ところで右の第一の場合は概ねある程度完全な自由経済を基盤としたものであるのに対し、第二の場合は主として統制経済、第三の場合にはほぼ計画経済を場にして考えられるものである。すなわち、第一の場合の予測は、現在の安定した国民所得体系自体の諸関係が将来自己発展的にどのように変動するか、また第一の場合はその体系の一部に若干の変化を与えた場合全体系の諸関係がどのように修正されるかを予測するものであり、第三の場合の予測は、将来の予定した経済目標達成のために考えられる資金、物資、労働力等についてのあらゆる具体的な計画を国民所得体系のすべての個

別バランスに反映させ、それらの個別バランスを組立てて構成される国民所得の全体系がどのように推移し、またどのように推移せしむべきかを予測するものである。

国民所得の予測は、右にのべたことによつて明かなように国民経済の発展のために極めて有用なものであるに拘らず、何分にも国民所得の研究における予測の分野は、殆んど未開拓の現状にあるので、その理論的構成は勿論のこと、具体的な予測の推計方法についても未だ定型がないのである。例えば米国においては、第二次大戦の終結に伴つての経済勧員の解除が国民経済に与える影響について研究された際、ヘーゲンが一九四七年の中期までを目標にして所得を予測し発表したが、このヘーゲン方式に対する批判は功罪半ばし多くの論議を醸したのである。また英國においても、予算案の審議に当つて国民所得の実績及びその見込は資料として提出されてはいるが、将来の予測にまでは及んでいないようであり、さらにその他の国々については、実際どの程度予測が行われているか定かでない現状である。

ひるがえつてわが国における事情をながめると、諸外国と同様その歴史は極めて浅く、今次大戦中国家資力や国民所得の配分を目的として、ほぼ国民総生産や国民総支出の概念にもとづいて予測が行われたのをもつて嚆矢とするのである。終戦後も引続いて経済安定本部（現在の経済審議会）において、実績推計とともに、その実績を基礎にして分配国民所得を中心とした将来の予測が行われ、その都度發表されているのである。その目的とするところは、戦後の疲弊した国民経済の再建には国家財政の占める役割が極めて大きいので、財政規模や租税負担の適正な限界、貯蓄性向や資本蓄積の度合等を国民所得の配分の面から検討し、予算の編成をはじめ総合的な財政経済政策の樹立に資すること狙いとしているものと考えられる。然しながら現在の予測のレベルでは必ずしも右のような諸政策の要請に十分応え得るとはいひ難く、予測理論及び方法の将来の進歩に期待せざるを得ないのである。

以下参考までに、昭和二十六年度の実績を基礎にして二十七年度を予測した方法を中心、現在経済審議庁において採られている予測推計方法の概略を紹介してみよう。

一、分配国民所得

分配国民所得は主として人的方法により、各項目について次のような方法で予測されている。

(1) 勤労所得

勤労所得は各産業別に平均賃金に雇用量を乗じたものの合計であると考えられるので、二十六年度の勤労所得に賃金指数と雇用指数の変動率を乗じて算出している。

- (1) 賃金については経済審議庁の「昭和二十七年度賃金水準の見透し」によつたものである。この見透し作業は「農村物価賃金調査」「失業保険 保険料申告書による賃金統計結果報告」「毎月勤労統計」等により二十六年度の実績を求め、これを基礎として、定期給与は生産・物価の変動に応じて変動するものとして算出し、臨時給与は二十六年度の実績から延長推計している。なお公務員についてはベースアップと年末半当を見込んでいる。
- (2) 雇用については経済審議庁の「昭和二十七年度雇用の見透し」によつた。これは昭和二十五年十月一日の国勢調査の一〇%抽出調査を基礎とし、労働力調査の推移によつて二十六年度の実績を算定し、二十七年度上半期は一部は労働力調査の実績により、一部は生産指數と雇用との相関関係より算定し、下半期は上半期を基礎にして生産と雇用との相関関係を勘案して推計している。
- (3) その他の項目即ち、兼業収入、重役報酬、社会保険雇傭主負担分、歳費等は、農林水産業及び商業の勤労所得の動きと密接な関係があるものとして、その合計額の推移により延長推計している。

(2) 個人業主所得

個人業主所得については、生産及び物価の変動に応じて所得が変動するものと見なして、産業別の業主所得に生産指數及び物価指數を乗じ、さらに収益率の変動を見込んで所得を算出している。

- (1) 生産指數は農林水産業生産指數、鉱工業生産指數等について産業別に年度間の変化を求めるのであるが、これも經濟審議庁の「昭和二十七年下半年の経済動向観測」に基くものである。

右の生産指數には個人企業と法人企業の両方の生産が反映されており、しかも現在個人企業のみの生産指數をあらわす統計がないので、この点に若干問題があるが、一応製造業生産高については法人企業の影響を除くため昭和二十五年度通産省調査の従業員四人未満の事業場の業種別販売額の比率により二十六年度製造工業の個人企業所得実績を分割し、これにそれぞれの業種別生産指數を乗じて算出している。建設業は建設省調の「全建築物着工延面積」の計数を指數化して用い、商業は「生活資材生産指數」と「農林水産物指數」を二十六年度の商業部門の所得と農業部門の所得の比率により加重平均して算出している。

- (2) 物価指數は産業別に、その動きをよく反映するものによつたのである。

農業の物価は米、麦、非主食の物価指數を農林省統計調査部の推算による農業粗生産額（二十七年度）の米、麦、非主食の比率により加重平均して算出している。

林業の物価は用材（一般用材、杭木、バルブ用材）と薪炭の物価の総合指數によつている。

水産業の物価は漁村物価調査の魚類の価格変動によつているが、これについては鰯の価格が漁業物価を代表するといわれているところから、鰯の価格変動を主として採用している。

さらに鉱業は石炭価格の推移により、建設業、製造業は卸売物価指数、商業は卸売物価指数とC·P·Iの算術平均である。その他は労働所得、及び個人業主所得の標準産業分類における商業までの所得の合計額の推移によるものである。

(二) 其の他(個人賃貸料所得、個人利子所得、法人所得、官業所得)

個人賃貸料所得については、田畠小作料、面積いずれも変化なきものとし、家賃、地代についても家屋数、宅地面積も不变として算出し、家賃についてのみ、統計局の家賃指數の上昇を見込んで推計している。

第64表 昭和27年度分配国民所得

		年次	26年度	27年度
1 勤労所得		21,382	24,240	
A 農林水産業		1,169	1,250	
(1) 農林業		621	610	
(2) 水産業		547	620	
B 営業		18,868	21,490	
(1) 鉱業		974	1,200	
(2) 建設業		860	1,040	
(3) 製造業		5,946	6,890	
(4) 商業		6,299	7,000	
(5) 運輸業		2,879	3,220	
(6) 公務		1,786	2,000	
(7) その他の		124	140	
C その他の		1,345	1,520	
2 個人業主所得		21,044	23,500	
A 農林水産業		9,245	10,480	
(1) 農業		8,076	9,200	
(2) 林業		589	640	
(3) 水産業		581	640	
B 営業		11,799	13,020	
(1) 鉱業		363	370	
(2) 建設業		980	970	
(3) 製造業		2,329	2,310	
(4) 商業		5,172	6,050	
(5) その他の		2,954	3,220	
3 個人賃貸料所得		1,075	1,400	
A 賃貸所得		893	510	
B 利子所得		682	890	
4 法人所得		4,928	4,680	
5 官業所得等		55	30	
合計		48,494	53,850	

個人利子所得は一般金融機関の貸出収入及び有価証券運用収入の合計の増加率を実績に乗じて算出している。

法人所得については、まず二十六年度法人税申告状況調により資本金二〇〇万円以上の法人とそれ以下の法人の所得の比率を求め、ついでこれを二十六年度の法人所得実績に乘じてそれぞれの所得を求める。前者には産業活動指數と生

第65表 昭和27年度分配国民所得参考表

年次	25年度	26年度	27年度
産業活動指數 (昭9~11=100)	108.7	136.1 (100.0)	142.1 (104.4)
鉱工業生産指數 (昭9~11=100)	100.8	130.2 (100.0)	135.9 (104.2)
農林水産指數 (昭7~11=100)	98.9	99.01 (100.0)	104.15 (105.2)
C·P·I(全都市) (昭26=100)	—	102.2 (100.0)	104.9 (102.7)
卸売物価指数(生産財) (昭23.1=100)	335.2	474.2 (100.0)	462.0 (97.4)
米価(石当)(円)	5,420	7,020 (100.0)	7,500 (106.7)
雇用(全産業)(万人)	1,389	1,485 (100.0)	1,499 (100.9)
賃金(全産業)(一ヶ月平均)(円)	9,291	12,405 (100.0)	13,916 (112.2)
人口(万人)	8,320	8,460 (100.0)	8,580 (101.4)

第66表 昭和27年度賃金の見透し

年次	26年度平均 A	27年度平均 B	B/A
全産業	12,405円	13,916円	112.2
農業	9,324	10,178	109.0
林業	9,322	9,998	109.2
水産業	12,741	13,908	109.1
鉱業	13,755	16,409	119.2
建設業	8,506	9,499	111.7
製造業	12,204	13,634	111.7
商業	15,427	16,299	105.7
金融業	17,044	18,889	110.8
運輸通信公益事業	12,942	14,786	114.2
サービス業	11,557	12,906	111.7
公務	9,667	11,835	122.4

産財卸売物価指数を、後者には鉱工業生産指数と、物価指数として生産財卸売物価とC.P.I.の算術平均したものと乗じ、さらに両者に収益率の変動を見込んで算出している。

官業所得については、予算書により造幣、印刷、食糧管理、国有林野、系価安定、アルコール専売、郵政、郵便貯金、専売公社、国有鉄道の特別会計及び政府機関等の損益計算書による剰余金により算出している。

ちなみに昭和二十七年度分配国民所得予測推計を二十六年度の実績推計と対比してしませば第64表の通りであり、その算出に当つて用いた主なる指標は第65—67表の通りである。

第67表 昭和27年度雇用の見通し

年 次	26年度平均 A	27年度平均 B	B/A
全 产 菓	1,485万人	1,499万人	100.9
农 林 染	66	59	89.4
水 产 菓	22	23	104.5
鉱 菓	58	60	103.4
製 造 菓	464	481	103.7
建 設 菓	99	107	108.1
運輸 通信 公益事業	200	196	98.0
商業 サービス 菓	449	458	102.0
公 務	127	116	91.3

二、生産国民所得

生産国民所得は、方法としては各産業部門別の生産額を予測し、これにそれぞれの産業別について推測される所得率を乗じることにより予測し得るわけである。昭和十六年頃から同二十二年頃迄は大蔵省や経済安定本部がこの方法によつて国民所得を予測していくこともあるが、現在のわが国においてはこれはあまり行われておらず、単に分配国民所得予測に当つての検査資料としてその

信頼度の検討に利用されている程度である。

三、国民経済計算

国民経済計算の予測は前このべたように国民経済予算と呼ばれるものであるが、これは通常国民総生産費と国民総生産(総支出)のバランスと類似の形で予測されている。

わが国において現在採られている国民経済予算の構造を簡単に示せば次の通りである。

所得の部	配分の部
一、国民所得	一、個人消費支出
二、減価償却	二、財政消費支出
三、法人企業	三、政府財政支出
四、個人企業	四、地方財政支出
五、官公企業	五、財政資本形成
六、間接税	六、政府財政投資
七、国税	七、財政投資
八、専売益金	八、一般会計
九、地方政府税	九、特別会計
一〇、補助金(控除項目)	一〇、在庫品増加
一一、国民総生産(一十二十六十一〇)	一一、地方財政投資

一二、国際收支尻

一三、合計

一四、民間資本形成

一五、産業投資

一六、在庫品増加

一七、不突合

一八、その他

一九、税金

二〇、税金

なお、右の国民経済予算の構造と、実績推計における国民総生産費と国民総支出のバランス表の相違は、国際收支尻が、後者においては総支出の側にあるのに対し、前者では総生産費に対応すべき所得の側に正負の符号を変えて計上されていることである。これは国民経済予算の所得の部に国際收支上の支払超過額を加えて、国民経済に配分可能な財貨サービスの総額を一括計上した上でその配分を考えようという政策樹立に当つての便宜から行われているものであろう。

〔附録〕

国民所得の調査状況

一、わが国における国民所得推計の沿革

一国の経済活動を総合的に判断する指標として、国民所得の計数が一般に用いられるようになつてから既に久しく、わが国においてもこれに関する推計は從来学者とか官庁等によつてしばしば試みられたところである。従つて極く大まかな計数は明治の中葉から略々連年見られるのである。

国民所得の推計のうち最も古いものの一つとして、中村金蔵氏が明治三十三年の国民所得総額を、生産統計を用い概ね産業別によつて約十八億円と推計したものがある。(中村金蔵「帝国人民の所得」)

また、明治三十九年には山下哲太郎氏が明治三十七年の所得を消費統計を用いて約三十億円と推計した。(山下哲太郎「我国富力の調査」)

その後降つて大正十五年に山室宗文氏の推計がみられ、さのとまた、外国人の手になるわが国の国民所得推計としてセール(C. V. Sale)、スタンプ(J. Stamp)、クラーク(Colin Clark)等のものが発表された。すなわちセールは主として所得統計を用いて明治四十年を約二十七億円と推計し、スタンプはセールの用いた資料を吟味し訂正を加えて大正三年を約三十二億円と推計している。クラークは彼の著「経済的進歩の諸条件」において、明治二十年、三十年、四十一年、大正三年の各年について推計を試み、これを土方氏の大正十四年についての推計に接続させている。

大正から昭和の年代にかけて、国民所得調査において注目されるものは土方成美氏の調査である。土方氏は明治三十三年ないし昭和五年の各年の推計結果をその著「国民所得の構成」(昭和八年)に発表している。もともと右の推計のうち、大正七年以前のものは、大正八年より昭和五年の国民所得額に基き、農産物、工業、商業等の平均指數によつて延長推計したものである。この推計結果はさらにその後改訂せられ、「昭和六年に於ける我国国民所得」として発表されている。その方法は、農業、水産業については生産統計を利用し、その他の産業については主として賃金、給料、利潤等を産業別に配列してはいるが、国民所得の把握の仕方そのものは、一部を除いてはいわゆる物的方針によるところえ方ではない。氏はまた昭和六年以降についても推計し「我国最近の国民所得」に発表しているが、この計数は前の推計結果を簡単に延長したものである。

土方氏に次いで、学者の手になるものとしては近年になつて山田雄三氏の推計がある。同氏の著「日本国民所得推計資料」は昭和二十六年に発表されたものであるが、明治八年より最近までにわたつての生産国民所得、分配国民所得、支出国民所得の三系列について、それぞれの年次における既存の国民所得関係の計数を整備し、推計している。

また、昭和六年から十四年にわたる生産国民所得を、日本經濟連盟(日經連)が生産や所得の統計を用いて推計し、昭和十四年に英文で発表したものがある。これには山田氏の前掲の著書と同様、当時迄のわが国の各種の国民所得統計調査が集められ、批判が加えられており、貴重な文献となつてゐるのである。

このほか、昭和六年ないし十一年の国民所得について高橋亀吉氏や東洋經濟新報社等の調査によるものもある。

なお、明治八年から昭和十七年迄の五カ年毎の平均した生産国民所得が都留重人、大川一司、高橋長太郎氏等の推計として昭和二十六年一橋大学經濟研究誌上に発表せられた(この計数はその後改訂を加えられている)。

次に官庁における調査を概観してみよう。

内閣統計局の調査は三回にわたつて行われて來り、その第一回の推計は大正十四年に於けて行われた。この推計は大体ボウレトとスタンプの概念に従い、推計方法は人的方法により、基礎資料としては専ら所得統計を用い、課税所得についても所得税統計を利用して、免稅点以下のものについては別の資料によつて各業種別一人当たり平均所得と人員数を求めていた。またこの調査に伴つて、明治二十年まで逆のぼつての各年の国民所得の総額の推移を、大正十四年の所得額を基礎とし、單純に当時の第三種課税所得の変化の割合によつて推計している。(「大正十四年に於ける国民所得」内閣統計局)

第二回の調査は昭和八年に行われ、昭和五年の国民所得を百六億円と推計した(「昭和五年国民所得報告」内閣統計局)。この調査は官庁としては初めての本格的な調査であつて、主として物的方針で調査したものである。また前回と同様に昭和五年を基礎とし、第三種課税所得の割合によつて昭和元年より四年迄のものを逆に延長推計している。昭和五年の推計は、生産統計と所得統計とを併用していいる關係上正確度はかなり上昇していいると思われる。即ち農業、水産業、鉱業、工業については生産統計による物的方針を用い、その総生産額と収益額との割合を調査し、販売業についても取引額と純収益額の調査を行い、その他産業については、所得統計から賃金、給料、利潤を直接推計する方法をとつて行つてはいる。この調査は既存資料を基礎とし、さらに資料の不備を補うために標本実地調査ならびに照会調査を行つていることが特色である。

さらに第三回目の調査は昭和十年について行なわれてゐる。その推計は前回の推計方法に従つて行なわれたものであるといわれているが、その詳しい資料が戦災のために焼失しているのは惜しいことである。

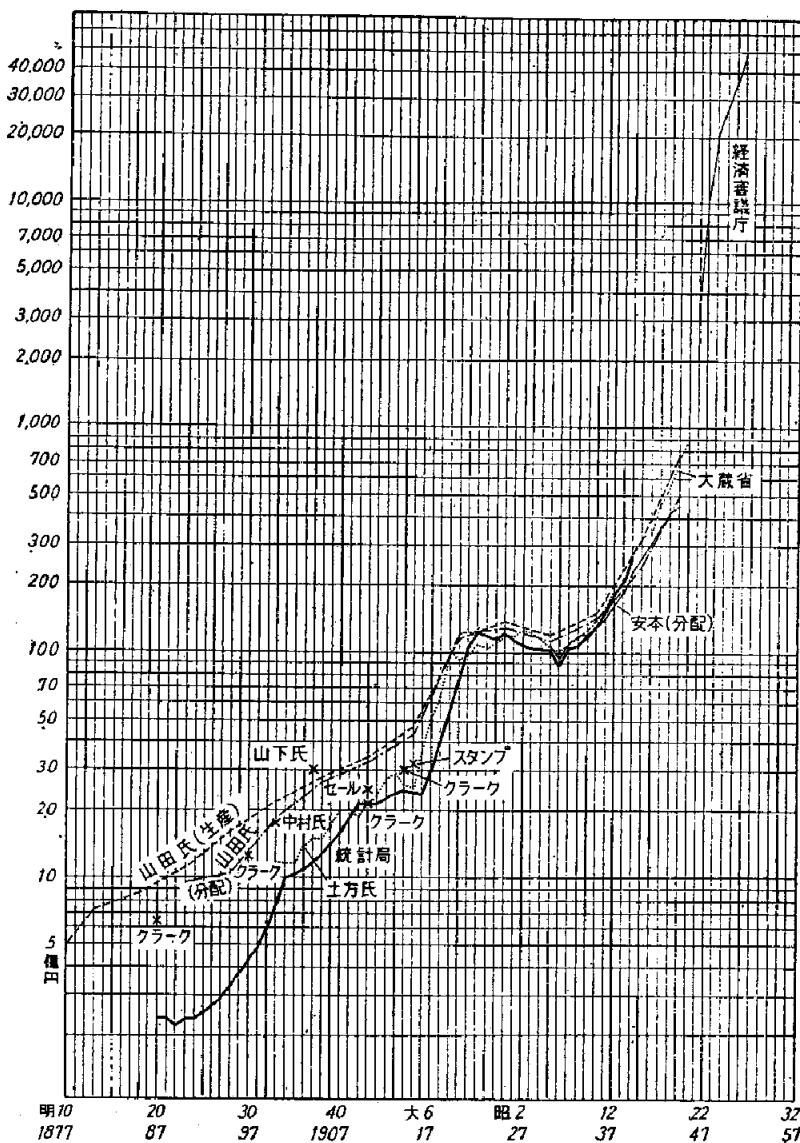
なお、昭和六年から十四年の計数について内閣統計局が推計したものもあるが、これは大蔵省理財局編「昭和十五年度より昭和十九年度に至る国民所得推計」に引用され、総理庁統計局「昭和十年国民所得推計法、附調査結果」に掲載されている。

その後国民所得調査の事務は大蔵省に移り、昭和十六年頃から本格的に国民所得推計の作業が開始され、まず昭和二十年八月頃迄の間に昭和十四一十九年の生産国民所得が推計された。なおこの生産国民所得をもとにして昭和十七一十九年の国家資力やその配分額（その構成は国民消費資金、産業資金、財政資金、海外投資資金等からなる）をも推計した。

右の推計のうち、生産国民所得は主として内閣統計局の昭和五、十年の国民所得調査の方法によつて行われたが、後者が標本実地調査並びに照会調査をも併せ行つてゐるに反し、殆んど既存資料のみによつて行われたのである。また、国家資力の配分額（国家資金配分計画の方式）の概念は、財政資金に振替的支出等を含めている点、産業資金に設備や在庫品増加以外の運転資金を含めている点、及び海外投資資金関係をのぞいては、概ね現在われわれの考えている国民総支出の概念に近い。

終戦後、昭和二十一年十月に米国戦略爆撃調査団（戦勢調査団）が来朝したさい、その団員であるミルトン・ギルバート（M. Gilbert）、マーク（Cohen）、トーマス（L. Bridge）等の要請に基き、大蔵省は米国商務省の採用している国民総支出の概念にほぼなりて、昭和十五年から十九年のものを、第二次世界大戦中大蔵省により推計された「国家資力の配分」関係の資料を再編成して推計した。その後この調査推計の結果は修正され、右の調査団の報告「日本戦争経済の崩壊」や、国連統計局の国民所得関係の年報に掲載されている。

第十六図 日本国民所得総額諸推計の比較（名目価格）



〔註〕（生産）は生産国民所得、（分配）は分配国民所得の略称である。

第 68 表 わが国における国民所得

年次	官 庁 関 係		土方氏 推計	その他	山 田 氏 推 計			都留 田 推計
	分 配	生 产			生 产	分 配	消 费	
1875(明 8)					527			548
1876(9)								
1877(10)								
1878(11)								
1879(12)					726			1,022
1880(13)								
1881(14)								
1882(15)								
1883(16)								902
1884(17)								
1885(18)					828			
1886(19)	(内閣) 統計局			(クラ ーク)				
1887(20)	234			621				
1888(21)	235							
1889(22)	229							
1890(23)	236				1,165	968		1,222
1891(24)	238							
1892(25)	242							
1893(26)	265							
1894(27)	289							
1895(28)	312				1,666	1,095		1,660
1896(29)	370							
1897(30)	429			(クラ ーク) 1,230				
1898(31)	489							
1899(32)	559							
1900(33)	736							
1901(34)	846							
1902(35)	948							
1903(36)	1,066							
1904(37)	1,148							
1905(38)	1,233							
1906(39)	1,378							
1907(40)	1,532							
1908(41)	1,883							
1909(42)	2,027							
1910(43)	2,051							
1911(44)	2,080							
1912(大 1)	2,247							
1913(2)	2,335							

〔註〕 1. 本表は主として山田雄三氏「日本国民所得推計資料」によつた。都留氏推
所得統計の検討)によつた。
2. 経本は経済安定本部財政金融局国民所得調査室の推計である。

總額諸推計表

(单位百万元)

年次	官 庁 関 係			土方氏 推計	山 田 氏 推 計			都留氏 推計
	分 配	生 产	其 他		生 产	分 配	消 费	
1914(大 3)	2,443			2,659 (タケニ)	3,049 (タケニ)	4,964	4,507	5,461
1915(4)	2,342			2,553	3,173			
1916(5)	2,364			3,617				
1917(6)	2,875			5,212				
1918(7)	4,093			7,659				
1919(8)	5,912			10,657				
1920(9)	7,954			9,486				
1921(10)	10,688			9,983				
1922(11)	18,391			10,650				
1923(12)	13,255			10,628				
1924(13)	12,883			11,496				
1925(14)	13,382			12,354				
1926(昭 1)	12,503			12,049				
1927(2)	11,637			12,040 (山室)	13,391			
1928(3)	11,434			12,424				
1929(4)	11,510	(日本)		11,919				
1930(5)	10,636	10,828	10,992	10,471				
1931(6)	8,716	9,993	10,385	10,134	9,186			
1932(7)	10,733	10,732	11,591	10,222	9,959			
1933(8)	11,929	11,799	12,885	11,261	12,064			
1934(9)	13,082	12,263	13,402	12,738	13,045			
1935(10)	14,532	13,528	14,803	13,599	14,865	15,509	14,376	15,613 15,510
1936(11)	16,188	14,604	16,227	16,137	16,320			
1937(12)	19,414	16,807	18,965	19,203	20,476			
1938(13)	23,424	19,026	22,612	22,518				
1939(14)	28,987	23,825	29,567	24,519				
1940(15)	32,100	27,162	35,265	39,800 (機調團)		32,052	26,956	33,066 32,254
1941(16)	36,900	30,813	40,516	42,700				
1942(17)	45,400	35,353	50,019	52,600				
1943(18)	56,900	41,565	60,607	54,700				
1944(19)	76,800	45,996	73,398	82,400		75,214	50,901	82,371
1945(20)	90,000	—	—	—				
1946(21)		386,700			470,938	312,661	414,170	
1947(22)		1,041,200						
1948(23)		2,123,600						
1949(24)		2,884,400						
1950(25)		3,683,900						
1951(26)		4,849,400						

計は、都留、大川、高橋氏等の共同推計によるもので、経済研究2巻4号（日本国民

昭和二十一年にはカーラ・パトリック女史が来朝して日本における国民所得の調査機構の設置について勧告したが、それに従つて、大蔵省理財局調査課に国民所得企画室が設置せられると共に、国民所得調査委員会(委員長山口茂教授)が設立されたのである。

昭和二十二年に国民所得調査事務が大蔵省より経済安定本部財政金融局資金課に移管された。その後新に同局に国民所得調査室が設けられ、そこで実績調査を行うこととなり、従来の資金課では予測事務のみを行うこととなつた。なお昭和二十二年九月、統計委員会に国民所得の専門部会として国民所得調査委員会が設けられ、経済安定部本部にはその幹事会として国民所得調査企画委員会があつたが、更に昭和二十三年に、経済安定本部に国民所得調査連絡協議会が発足した。その後、昭和二十四年に、右の国民所得調査委員会と連絡協議会が整理統合せられ、国民所得調査連絡協議会のみとなり、概念規定の問題、信頼度の問題、推計方法の問題の検討をその主たる職務とした。然しこの協議会も機構改革により昭和二十七年八月に廃止され、国民所得調査事務も新設の経済審議庁に移管せられ今日に至つている。

経済安定本部時代の初期においては、総司令部の要請もあつて、今までの生産国民所得より個人所得の推計に重点がおかれ、その後一十三年頃から分配国民所得や国民総支出の推計に着手した。また二十四年にはシャウブ税制使節団の意向をくんで、昭和五年以降の生産、分配、支出の国民所得の各系列の推計がなされた。二十五年には二十一—二十四年分配国民所得を推計し、その後二十七年から例年、国民所得と国民経済計算の全体系について約一年おくれで前年のものを推計し、年報として国民所得調査室から発表している。さらに二十八年一月には、経済審議庁は「昭和二十六年度国民所得報告」として、昭和九—十一年及び昭和二十一年—二十六年度の国民所得と国民経済計算の計数を発表し

た。

以上でわが国の国民所得推計の沿革についての概略をのべたのであるが、参考迄に明治以降の国民所得の推計結果を一表にまとめてみると第68表の通りである(第十六図参照)。

二、県民所得(地域別国民所得)

一国を単位とした国民所得統計の概念、方式を一国の行政区劃である都道府県単位にあてはめることによつて、県民所得の体系がえられるが、この行政区劃単位の国民所得統計の作成は、米國をのぞいては世界諸国にその例をあまり見ない。

わが国において県民所得統計(地域別国民所得推計)を必要とするに至つたのは、終戦後、行政方式が中央集権から地方分権に大きく転換し、地方で独自に解決を要する困難な経済問題が山積するようになつたからである。即ち地方財政の確立、経済政策の樹立運営の必要にせまられたことによるもので、殊に中央財政との関連における地方平衡交付金制度や県債等の配分等に関して各府県自体の所得統計が必要となつた。さらにもと国土総合開発計画においても、その財政、金融の基礎資料として県別の所得が要請されたのである。そして旧経済安定本部においては、これらの要請に応えて、国民所得を都道府県別に分割し、その推計を行つていたのである。

然しながら国民所得統計自体にとつても、経済の総合的把握の要請に応えるためには、なお多くの問題が残されている現状であり、況んや県民所得(地域別国民所得)においては、その概念について、更に県民所得の加工統計としての

第69表 昭和25年県

	①生産 県民所得	②分配 県民所得	③個人所得	④個人支出	摘要
					②年度
北海道	—	195,948	—	—	
(東)青森 岩手 秋田 宮城 福島	37,131 38,230 39,251 50,370	36,674 36,482 37,634 50,320	— 37,792 49,932	— 35,423 49,520	
(北)新潟 長岡 富山 石川 福井	— 43,959 22,342	— 83,708 23,570	— 39,911 23,324	— 39,689	
(関)茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈	— 47,249 — 61,783 —	— — — — —	— 67,386 — 25,652	— 67,369 — 25,652	
(東)岐阜 静岡 愛知	47,629 —	— —	— —	— —	

計の不備は悩される問題であるが、地方行政区画別の第一次統計の整備は國の場合に比し更に一層困難な現状である。

第三の問題は県際関係であるが、県と県との相互依存関係は、國と國との場合よりさらに複雑であり、したがつて概念上並びに推計技術上、その把握は極めて困難である。

わが國において、最初に着手された県民所得の推計は、昭和二十二年鹿児島県が初めて自發的に行つたものであるが、その後各都道府県で、その必要性により県民所得の推計に着手するものが多く、その指導を要望する声が大きくなつたので、経済安定本部財政金融局においては、統

民所得調査状況(試算)
(単位百万円)

	①生産 県民所得	②分配 県民所得	③個人所得	④個人支出	摘要
					②年度
(近畿)大阪 京都 奈良 兵庫 和歌山	— — — 147,215	26,904 — — 149,640	26,607 — — 127,757	26,607 — — 146,556	
(中島)島根 岡山 広島	— 51,023	15,105 — —	15,161 23,928 48,672	— 24,342	
(四国)香川 徳島 愛媛 高知	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	
(九州)福岡 大分 宮崎 鹿児 島根 山口	— 32,406 53,594 35,820	— 49,628 38,960	— 52,078 38,767	— 51,647	①年度 ②年度 ③年度
(沖縄)沖縄	— 30,547 43,345	— —	— 26,833	— 51,841	④年度

(註) 1. 公表していないものは除外した。
2. 摘要欄で特に指定しないものは歴年である。

性質から来る基礎資料について一層難点が多いのである。即ちその問題点の主なものを作れば、時系列の問題、県民所得推計のための基礎資料としての第一次統計が少い点、及び県際関係の三点であろう。

第一の時系列の問題は、国民所得統計は、継続した調査と一貫した概念によって始めて経済構造の分析や経済発展の推移の検討に役立つのであるが、県民所得統計はわが国においては未だ薦薦の時期であつて、その歴史的な記録がないため、時系列比較が困難であるということである。

第二の問題については、國の国民所得推計の場合においても第一次統

第72表 昭和25年生産県民所得
(単位百万円)

附
録

	総額	農業	林業及 び特種 農業	漁業及 び水産 養殖	鉱業	建設業	製造業	卸売及 び小売 業	金融 業及 び保 険業	不動 産業	通信運輸 及びその 他公事事 業	サービス業	公務	其他
青森県	37,131	13,360	1,308	1,913	240	1,939	4,441	4,610	297	...	3,362	3,021	1,605	1,028
岩手県	38,230	9,319	2,870	1,915	1,726	1,614	6,484	4,980	492	14	2,890	3,622	1,261	1,036
秋田県	39,251	13,396	2,730	252	3,414	1,913	5,589	4,049	497	...	2,329	1,179	1,489	332
宮城県	50,370	13,329	1,565	3,510	1,091	3,322	5,781	5,680	1,622	...	3,537	4,398	3,521	3,007
富山県	43,959	10,028	586	1,126	110	2,061	14,084	5,123	793	...	4,297	1,223	2,226	870
福井県	22,342	5,202	1,058	849	136	2,176	5,538	2,541	275	...	1,119	2,270	798	374
栃木県	47,249	18,024	1,241	55	835	1,712	9,264	5,715	459	...	3,384	3,471	1,617	1,450
千葉県	61,783	22,077	496	3,146	105	2,940	8,136	12,124	622	...	3,606	5,610	2,740	1,271
岐阜県	47,629	10,681	2,455	298	4,027	1,648	11,392	4,912	697	...	3,936	3,096	1,894	2,586

〔註〕 1. 歴年による。

2. 産業分類には旧分類のものがあるので、それについては新分類に修正した。

第73表 昭和25年県民個人所得
(単位百万円)

	総額	勤労所得	個人業主所得	個人賃貸料所得	個人利子所得	個人配当所得	振替所得	備考
秋田県	37,792	13,177	23,288	340	208	37	789	
宮城県	49,932	21,486	4,741	1,836	377	73	1,416	
千葉県	67,386	23,904	39,995	1,339	691	139	1,298	
山梨県	25,652	7,027	17,674	202	303	28	343	その他収入72
富山県	39,911	16,621	20,785	876	149	92	1,386	重役俸給は推計せず
福井県	23,324	8,645	13,055	135	566	116	803	
滋賀県	26,607	9,003	15,930	512	217	79	867	

〔備考〕 第70, 71, 72, 73の各表に掲げた計数についてはその後の変更はあるが、一応25年に公表されたものである。

第70表 昭和25年県民分配所得
(単位百万円)

	総額	勤労所得	個人業主所得	個人賃貸料所得	個人利子所得	法人所得	官公企業所得
北海道	105,948	95,929	94,375	1,293	530	3,821	—
青森県	36,674	13,636	21,924	486	327	206	△ 6
岩手県	36,482	14,837	19,566	1,021	334	711	10
秋田県	37,634	13,552	23,238	340	203	290	3
宮城県	50,320	22,229	24,741	1,836	377	857	279
福島県	55,373	20,213	31,450	1,932	485	1,290	1
新潟県	89,708	31,562	48,074	1,000	307	2,705	58
福井県	23,570	9,087	13,055	135	566	691	24
滋賀県	26,904	9,531	15,930	512	217	710	4

〔註〕 1. 北海道、山形、滋賀は年度、他は歴年である。

2. 端数切捨の関係で内訳は総額に必ずしも合致しない。

第71表 昭和25年県民個人支出
(単位百万円)

	総額	個人消費支出	個人貯蓄	租税公課及諸負担	可処分所得
宮城県	49,520	40,154	5,497	3,868	45,651
秋田県	25,423	29,145	3,307	2,970	32,453
富山県	39,689	27,568	5,703	6,417	33,271
千葉県	67,369	36,039	5,105	6,538	61,145
山梨県	25,652	21,927	1,766	1,958	23,693
滋賀県	26,607	22,145	1,789	2,673	23,934

〔註〕 1. 歴年による。

2. 補整分等により多少の相違がある。